

防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱に基づく 3 級及び 4 級の防音工事に係る維持費補助の見直しに対する意見書

防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱が改正され、平成 28 年度以降に新たに実施設計を行って設置する 3 級及び 4 級防音工事により空調設備の維持費は補助対象外とするとされた。

防衛施設周辺防音事業は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、在日米軍の飛行場等の運用に伴う航空機による騒音の障害を防止又は軽減するためのものであり、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等については、児童生徒等が学習を行う場であることから、空調設備の維持費も対象とされていると理解しているところである。

学校教育の現場では、始業時から終業時まで、静かな環境での授業は大切である。3 級及び 4 級の学校においても米軍航空機等による騒音は発生しており、その騒音による授業への影響を軽減していく必要があり、そのためにも維持費補助は重要である。

本市においても、複数校に影響が及ぶことが予想される。

よって本市議会としては、今回の改正による児童生徒の学習環境への影響を懸念しているところであり、今後も維持費補助について下記のとおり強く要請する。

記

- 1 学校等における米軍航空機等による騒音の軽減を図っていくためにも、3 級及び 4 級防音工事により新たに設置する空調設備の維持管理についても要綱を再度見直し、これまでと同様に補助対象とすること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

沖縄県浦添市議会

平成 28 年 6 月 7 日

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣